

登録有形文化財水俣市立蘇峰記念館（旧淇水文庫）

耐震補強基本設計業務委託仕様書（別紙）

1 委託業務名

登録有形文化財水俣市立蘇峰記念館（旧淇水文庫）耐震補強基本設計業務

2 対象施設概要

- (1) 名 称：水俣市立蘇峰記念館（旧淇水文庫）
- (2) 所 在 地：水俣市陣内一丁目1番1号
- (3) 棟 数：1棟
- (4) 建 築 年 代：昭和4年建築 昭和57年増築
- (5) 構造及び形式：昭和4年建築部分 鉄筋コンクリート造2階建（一部塔屋付）  
昭和57年増築部分 コンクリートブロック造平屋建
- (6) 建 築 面 積：昭和4年建築部分 132.89㎡  
昭和57年増築部分 44.85㎡
- (7) 意 匠 図：あり
- (8) 構 造 図：一部あり
- (9) 構造計算書：昭和57年時増築部分のみあり

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

4 業務内容

昭和4年建築部分と昭和57年増築部分の構造的な独立性についての確認調査を行い、令和7年度に実施した耐震診断等調査の成果に基づいて、昭和4年建築部分の適切な耐震補強計画の作成及び耐震補強基本設計を行う。

(1) 耐震補強計画作成業務

1) 業務内容

令和7年度に実施した耐震診断等調査業務報告を基礎資料として検討の上、耐震補強計画を作成する。

(2) 耐震補強基本設計業務

#### 1) 業務内容

- ・耐震補強等に係る基本設計図の作成
- ・概算工事費の算出

#### (3) その他調査業務

- 1) 昭和4年建築部分と昭和57年増築部分との構造的な独立性についての確認調査

#### (4) 第三者評価

耐震診断及び耐震補強計画が適切に行われていることについて、第三者機関の評価を受けること。その際の評価申請手数料は委託者が支払い、その他手続きに係る費用は受託金額内で実施すること。

### 5 必要耐震性能の水準について

耐震性能は、「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（平成11年文化財保護部長裁定、平成24年改正）及び「重要文化財（建造物）耐震基礎診断実施要領」（平成13年文化財保護部建造物課長裁定、平成24年改正）による。

### 6 資格要件

#### (1) 業務実績

平成28年度（2016年度）以降において、官公庁が発注する、国宝、重要文化財、国登録有形文化財、都道府県指定文化財、市町村指定文化財いずれかの文化財建造物又は歴史的建造物の耐震に係る業務を元請で受注し、完了した実績を有すること。

#### (2) 管理技術者

管理技術者の要件は次の項目を全て満たす者とする。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- 1) 一級建築士の資格を有する者
- 2) 耐震診断・補強に関わる講習会を受講した者
- 3) ヘリテージマネージャーの資格を有する者

### 7 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、次の書類を提出すること。

#### (1) 業務着手届

- (2) 業務工程表
- (3) 業務計画書
- (4) 管理技術者等通知書
- (5) 業務完了届
- (6) 納品書類一覧
- (7) 耐震補強基本設計書
  - 1) 各種調査の結果、写真、資料等
  - 2) 躯体の状況の資料及び写真
  - 3) 補強計画書
  - 4) 作成図面（耐震補強関係図面等）
    - 図面の CAD データファイル（PDF 形式、JWW 形式）は CD でも提出すること。
- (8) 打合せ記録
- (9) その他委託者が必要とする書類

## 8 業務実施条件

- (1) 本業務は登録有形文化財建造物を対象としており、委託者との協議及び現地確認を行い、建造物の文化財的価値及び周辺環境を損ねることがないように業務にあたること。
- (2) 本業務の履行にあたり、「登録有形文化財（建造物）修理にかかる設計監理技術指導者の承認基準」（平成9年文化財保護部長決裁、平成24年改正）を満たし、本業務について文化庁の承認を受けた者の技術的指導を受けなければならない。技術指導により変更指導があった場合には、修正を行うこと。技術指導者については、委託者が別途業務委託の発注を行う。
- (3) 技術指導を受ける回数及び内容は以下のとおりとし、時期については委託者が指示する。
  - 1 回目：業務着手時における現況及び方向性の確認
  - 2 回目：補強計画作成時における計画内容の確認
  - 3 回目：基本設計終了時における設計内容の確認
- (4) 本業務はこの仕様書により実施するものである。仕様書に定めのない事項、又は仕様書に疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議し、委託者の指示に従うものとする。仕様書に明記がなくても業務上必要なものは受託金額内で実施する。
- (5) 業務を円滑に実施するために、委託者と綿密な連絡をとり、打合せについてはその都度受託者が内容を議事録に記録し、相互に確認するものとする。

- (6) 法規上必要な手続きは、受託者の負担において行う。
- (7) 業務完了後は「業務完了通知（報告）書」を提出し、委託者立会いのもとに検査を受ける。合格後「成果物納入書」の提出をもって成果物の引渡しを行う。
- (8) 令和8年度に予定している当該建造物の保存活用計画検討委員会にあたり、必要に応じて耐震補強に係る計画及び基本設計に関する説明資料を作成するとともに、検討委員会での意見を業務内容に反映させる。
- (9) 業務中における火気取扱い場所は協議のうえ定め、所定の場所以外での喫煙等は一切禁止する。